

## 学校等における新学期の対応について

- 1 学校園は、5月6日（水）まで臨時休業とする。
- 2 入学（園）式及び始業式は、簡素化した形で実施する。  
国の緊急事態宣言が出た場合は、変更する可能性がある。
- 3 部活動は、臨時休業期間中は自粛する。
- 4 保育所は、通常通り実施する。  
感染拡大の状況により、保育所の臨時休業も視野に入れておく。
- 5 認定こども園は、1号を臨時休業とし、2・3号は実施する。
- 6 児童クラブは、長期休業中の形で実施する。